

現行の水道料金体系の考え方について

1 料金表(使用期間2か月・税抜)

○基本料金

口径	料金
13 mm	1,780 円
20 mm	3,320 円
25 mm	4,340 円
40 mm	15,480 円
50 mm	25,640 円
75 mm	59,240 円
100 mm	105,900 円

○水量料金

口径	料金 (1 m ³ につき)		
13 mm 20 mm 25 mm	6 m ³ まで (25 mm除く)	基本料金 に含む	一般家庭用
	7~20 m ³ まで (25 mmは1~20 m ³ まで)	88 円	
	21~60 m ³ まで	152 円	
	61 m ³ 以上	200 円	
40 mm 50 mm 75 mm 100 mm	5,000 m ³ まで	200 円	工場用、 営業用、 等
	5,001 m ³ 以上	176 円	
公衆浴場用		57 円	

※検針、請求は2か月に一回

○標準的な家庭の1か月水道料金 (3~4人家族・20m³・税込)

- ・新発田市 3,328 円
- ・県内20市平均 3,432 円
- ・全国同規模平均 (R4) 3,900 円

[計算方法]

$$(基本料金 1,780 円 + (88 円 \times 14 m^3) + (152 円 \times 20 m^3)) \times 消費税率 \div 2 = \underline{3,328 円}$$

2 料金体系の概要

○令和元年6月の料金改定 改定率：10.4%

- ・水道料金で回収すべき原価(費用)を算定し、その総額(総括原価)を総料金収入と設定する総括原価方式を採用

○必要経費の2割を基本料金、8割を水量料金で賄う設定

- ・基本料金で賄う経費…検針集金関係費、メーター関係費等
- ・水量料金で賄う経費…薬品費、動力費等 ※その他の経費(固定費)は按分

○一人暮らし高齢者等への配慮から、13 mm、20 mm口径に6 m³の基本水量を設定(6 m³までは基本料金に含む)

○使用水量が多くなるほど単価が上昇する逡増料金制を採用

○40 mm以上の大口徑(営業用、工場用)に「逡減性」料金制度を導入(5,001 m³以上の水量単価を200円から176円に減額)